

茨城県後期高齢者医療広域連合運営協議会規則

平成 21 年 2 月 9 日

規則第 2 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 規則第 6 号

改正 平成 23 年 5 月 26 日 規則第 2 号

(設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。）第 19 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関して必要な調整を図るための組織として、茨城県後期高齢者医療広域連合運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(調整及び協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調整又は協議を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 に定める広域計画及び広域連合の運営の基本方針に関すること。
- (2) 広域連合の規約の変更に関すること。
- (3) 広域連合の予算、決算、条例の制定、改正、廃止その他広域連合の議会に広域連合長が提出する議案に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広域連合長が重要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は、広域連合長、副広域連合長、茨城県国民健康保険団体連合会理事長（以下「理事長」という。）及び次項に定める委員をもって構成する。

2 委員は、広域連合長が別表の左欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる関係市町村（規約第 2 条に定める関係市町村をいう。以下同じ。）の長のうちから 3 人を選任する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任させることを妨げないものとする。
- 3 委員が関係市町村の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(会議)

第 5 条 協議会は、必要に応じて広域連合長が招集し、広域連合長が議長となる。ただし、広

域連合長に事故あるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

2 広域連合長は、協議会を招集するときは、あらかじめその日時及び場所並びに会議に付する事項を委員に通知しなければならない。

3 理事長及び委員は、やむを得ない理由が生じた場合において、理事長にあつては茨城県国民健康保険団体連合会の副理事長その他の職員を、委員にあつては当該関係市町村の副市町村長その他の職員をその代理として会議に出席させることができる。

4 広域連合長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約（平成 21 年市町村指令第 45 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 6 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

区 域	関 係 市 町 村
県 央・鹿 行	水戸市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
県 北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
県 南	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県 西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町